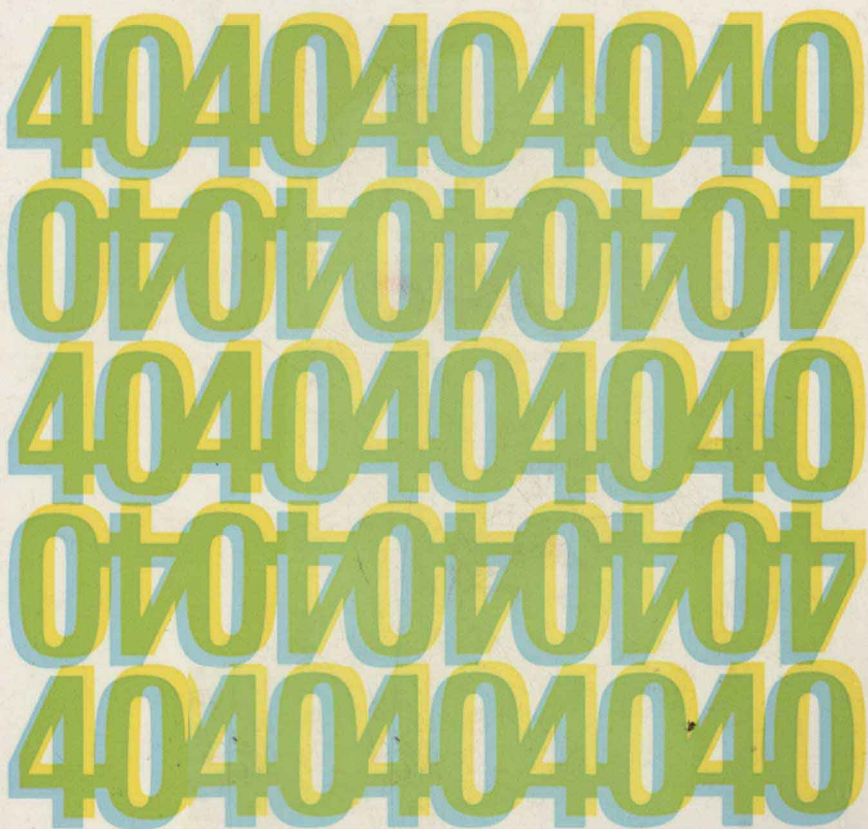


預金・貸金の 法務事例研究

● 八木春馬 著



近代セールス社

預金・貸金の法務事例研究

八木春馬 著

■ 著者紹介 ■

八木 春馬 (ヤギ シュンメ)

昭和6年静岡県に生る。昭和28年中央大学法学部卒業，同年駿河銀行に入行。

現在駿河銀行常務取締役。

著書，共著に，貸付取引（青林書院），
手形小切手の基礎（同），銀行取引手続
・書式集（新実業出版社），管理回収（同）
などがある。

預金・貸金の法務事例研究

昭和54年7月30日 初版発行

1,100円

著 者 八 木 春 馬
発 行 者 沖 津 武
印刷・製本 (株) ケイエムエス

発 行 所 株式会社 近代セールス社

本 社 東京都新宿区西新宿 3 丁目 4 番11号 〒160

電話東京 <03> 342-5201 (代表) 振替 東京6-79204

大阪支社 大阪市南区鰻谷中之町19 〒542 電話 06-252-5076

九州支社 福岡市博多区住吉 4-5-2 〒812 電話 092-441-5685

©1979 2033-113901-1402

落丁・乱丁はおとりかえします。

は し が き

かねてから「銀行ビジネス」に連載した「ケース・スタディによる銀行窓口の法務対策」、「盲点対策」が回を重ねるごとに量もふえたので、これを機会に1冊に纏めたらどうかとの話が同誌からあり、満足しうるものではないが出版することとし、現時点において、その内容を細部にわたって見直してみた。さらに、行内研修で話したことなどを書下ろしとして半分以上付け加えまとめた。

本書は入行後3～4年程度の初心者向けとしたが、6～7年の人達にも十分読めるものとした。特に日常の実務処理においていわゆる法律論が基本となることはもちろんながら、理論通りの処理では不十分なケースも多い。それは法律そのものが個々のケースに対応できるような具体性をもった規定でなく、手形法を除いてその多くは抽象的である。

それを如何に実務にマッチさせるか、それはとりもなおさず判例を如何に解釈し、これに従った処理をするかである。判例ほど実務処理上、必要なものはない。

本書はこのような観点から実務上常に問題として提起されるものを、預金実務で18問、貸付実務で22問、合計40問をとりあげた。

色々なケースにおける学説・判例をできるだけ多くとり入れ、実務処理における解釈の指針とした。

もちろん、実務解説書であるから実務処理にポイントを置いたことは当然である。銀行実務にあって、トラブルを起こすことは最早落第である。

トラブルは起こしてはならないのである。

やむを得ずそうした事態が発生した場合、迅速で確実な解決が必要であることから、トラブルの予防的実務処理と、発生した場合の完全な処理が常に要求される。

その要求に少しでも本書が役立つことができるならば望外の喜びであり、今後の励みともなる。

昭和54年6月

著 者

目 次

第1章 預金取引に関する法務対策

1	印鑑照合	3
2	名義人が知らない間の改印届と払戻請求	10
3	本人が知らない間における普通預金便宜支払い	16
4	CDカードの利用と注意点	22
5	定期預金中途解約における注意点	28
6	普通預金の過払い	35
7	口座相違を起こした場合の銀行の責任	41
8	総合口座の無権限者に対する貸越	47
9	先日付小切手による預金の受入れ	54
10	線引小切手の受入れと払出し	60
11	特定遺贈の定期預金の処理	66
12	当座預金解約に伴うトラブル	74
13	預金に対する差押・転付	80
14	預金の消滅時効	86
15	振出人が自署し、届出印を押さずに振出した 小切手の不渡処理	93
16	詐欺にあった手形の支払い	99
17	裏書の連続しない手形の支払呈示	106
18	約束手形の裏書の日付	113

第2章 貸付取引に関する法務対策

19	保証した手形の返却	123
20	貸付取引と銀行取引約定書	129
21	貸付取引の相手方の確認	136
22	期間の起算点	143
23	妻による取引と代理	149
24	商法 265 条と間接取引との関係	155
25	商法 265 条違反の保証	161
26	期限の利益とその喪失	167
27	期限の利益喪失後における債務の変更	173
28	新約定書にもとづく債務者からの相殺	182
29	債務の弁済	189
30	債務の一部免除と連帯保証人	195
31	債権の譲渡	201
32	債務者の死亡と根抵当権	207
33	登記の公示力	214
34	保証意思の確認	220
35	手形上に保証せず別札保証した場合の責任	226
36	根保証のとり方	232
37	根保証の解約	239
38	保証人に対する保証債務の免除	245
39	保証人の預金を差押えられた場合の手形割引の回収	252
40	内整理における債権者委員会議決の効力	258

第 1 章 預金取引に関する法務対策

1. 印鑑照合

ケース

X名義の普通預金通帳と、Xという印影のある払戻請求書の提出と共に30万円の支払請求があった。窓口係のAは、ちょっと見ていつもの印と同じもので大丈夫だと思い、支払った。

ところがこれは盗難にあった通帳で、しかも印鑑は届出のものと違っていた。

問題点

銀行における印鑑照合の事務は、社会通念上、一般に期待されている業務上相当の注意をもって慎重に行なうことが必要とされている。

解説

1. 印鑑の照合

預金を払戻す場合、必ずその預金の証書なり通帳と、あらかじめ届出のある印鑑を所定の払戻請求書に押捺させ提出しなければならない。

銀行はこの押捺された印影とあらかじめ届出されているそれと同一のものかどうか照合し、同一のものと認めたときは、その支払いに応ずる。これが一般の事務取扱いである。

印鑑照合をする方法として三つの方法がある。まず第1は、折重

ね照合，第2は，平面照合，第3は記憶による照合である。

三つのうちどの方法をとっても正しい照合ができれば何ら問題はない。しかし，記憶による照合については問題が生じやすい。

すなわち，記憶に頼るため真偽判定が困難である。数多くの取引者が使用する印章は任意に使用しうるもので，何らの制限もなく使用者の全くの自由であって，類似したものが多い。貸付取引の如く実印を多く使用する場合には，かなり特徴をもった印影のものがある。しかし預金取引の場合，当座取引以外においては，いわゆる三文判なり，それに近い認印が使用され，こうしたものの印影照合を記憶に頼ること自体危険である。正確な記憶は不可能に近いからである。

もちろん，いったん照合して同一のものと判断して処理した以上，それが偽造されたものであったり，盗用されたものであったり，銀行に過失のない限り責任はない。

普通預金規定には，「払戻請求書，諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し，相違ないものと認めて取扱いましたうへは，それらの書類につき偽造・変造・その他の事故があっても，そのために生じた損害については，当行は責任を負いません」とある。この点，当座勘定規定には，印鑑届出事項として「①当座勘定取引に使用する印鑑又は署名鑑は，当行所定の用紙を用い，あらかじめ当店に届出て下さい。②代理人により取引をする場合には，本人からその氏名と印鑑又は署名鑑を前項と同様に届け出て下さい」。さらに，これらの免責条項として「①手形・小切手又は諸届け書類に使用された

印影又は署名を、届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形・小切手・諸届け書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。②手形・小切手として使用された用紙を相当の注意をもって第11条による用紙と認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造・変造・流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします」。

貸付取引においても印鑑届出について同様の規定が設けられている。

ところでこの前述した印鑑照合の方法であるが、これは第1の折重ね照合は、払戻請求書・手形・小切手等に押捺されている印影を、中心から二つ折りにして印鑑簿の印影とこれを重ね合せ、かつ、2～3回折り目を変え、同様に重ね合せて同一性を判定する方法。

第2の平面照合は、押捺された印影と、印鑑簿の印影とを2つ平面に並べ、双方を交互に見比べ、同一性を判定するものである。

第3の記憶による照合は、全く照合する人の記憶によるものである。したがって印鑑簿なりあらかじめ届出の印鑑は見ないのが普通である。相当熟練した者でないと記憶照合はむずかしい。

2. 銀行の免責行為

このような方法により印鑑照合をするわけであるが、実務上は短時間内に多量の取引件数を処理することが要求される一方で、印鑑照合に当っては相当の注意をもってしなければならない。過失があ

ってはならないのであるが、常に厳正無比、少しの過失も許されないというのでは、円滑な取引と限られた時間内における多量の処理は不可能である。そこに一つの商慣習的免責が認められている。たとえば、当座勘定取引にあって、銀行が相当の注意をしたにもかかわらず、偽造の署名がきわめて巧妙で、その真偽の鑑別がむずかしかったため、その小切手が偽造であることを知ることができずに支払ってしまった。この場合、銀行が免責されるという場合の有無にかかわらず支払銀行はその責を負わなくてもよい、という商慣習がある。

この商慣習は、銀行取引における小切手の支払いは短時間内に数多くの処理をしなければならない取引の実情と要請を考えあわせると、公の秩序に反しないものと認められる。しかもこのような慣習が存在する場合、その取引を行なう者は反対の意思表示をしない限り、それによる意思を有するものと推定されるべきである、として免責約款を全面的に認めた判決（東京高裁昭和30.9.20高民集8巻479頁）がある。

もちろん学説としては、これ以上の注意義務を要求しているものがある。たとえば、

銀行の免責条項の特約の有効性は、経済的要請に応ずるものであり、公序良俗に反するものではない。この点契約自由の原則からみても有効であるが、一般的に免責約款は制限的解釈に服し、銀行取引の性質からいっても、銀行に相当の過失がある場合までも免責するものではなく、またその必要もない。

銀行として相当の注意をつくさない限り免責されないと解すべき

である。これを前提としてのみ免責条項の特約・商慣習も肯定する（喜多了祐，偽造小切手の支払いと銀行の免責・銀行取引判例百選30頁）としている。

3. 銀行の注意義務

善良なる管理者の注意義務をもって印鑑照合を行なったにもかかわらず、それで事故が発生した場合、免責約款により救済されることはもちろんであるが、場合によっては厳格な注意義務も緩和され、軽減もされる。もっとも善良なる管理者の注意義務はどの程度のものなのか。実務上通常行なっている程度の注意で足りるかどうか。たとえば、支払いのため呈示された手形上の印影と届出印鑑の印影を照合、あるいは、ちょっと見ただけでは実に良く似ていて、本物と全く似ている、しかし仔細に点検すれば肉眼によってもその相違が発見できないものではないというものを同一のものと判定、処理した場合どうか。

善管注意義務によって印鑑照合したといえるかどうか。あるいはもっと厳格に、一字一画入念に照合をしなければならないかどうか。

免責約款上は、銀行が印鑑照合に当り、必要な注意義務をつくし、その上で同一性なり、同一のものであると判断・処理することが免責の前提条件である。前提条件が満たされない限り免責はされない。

この点判例は、印鑑を偽造した手形の支払呈示を受けた銀行が、印鑑照合をするに当り、届出の印鑑の印影は呈示された手形上へ顕わされた印影よりも一回り小さく、全体的に印象が違っていた。し

かも形態上、字画の最終画部分に顕著な相違があり、偽造手形であることが容易に判別しえたのにもかかわらず銀行は通常の注意義務、すなわち平面照合の方法で照合した結果、この相違を判別し得ず手形の支払いをした事件について、「銀行が自店を支払場所とする手形について、真実取引先の振出した手形であるかどうかを確認するため、届出印鑑と印影を、当該手形上の印影とを照合するに当っては、特別の事情のない限り折重ねによる照合や、拡大鏡などによる照合をするまでの必要はなく、肉眼によるいわゆる平面照合の方法をもってすれば足りるにしても、金融機関としての銀行の照合事務担当者に対して、社会通念上一般に期待されている業務上の相当の注意をもって慎重に事を行なうことを要し、かかる事務に習熟している銀行員が右の如き相当の注意を払って熟視するならば、肉眼をもって発見しうるような印影の相違が看過されたときは、銀行側に過失の責任があるものというべく、偽造手形の支払にする不利益を取引先に帰せしめることは許されないといわなければならない」（最高裁昭和46. 6. 10 判決 民集25巻4号492頁）と判示して、銀行の責任を認めた。

銀行が単に印鑑照合の結果、届出のものと符合するものと認めて支払いをした場合、責任を負わないという免責約款そのものは、銀行が印鑑照合に当って、つくすべき注意義務を軽減するものではない。

したがって、前掲判例にみるように、事務習熟者による相当の注意をもってなされることが免責条件とみられる。このことを念頭に置いて執務する必要がある。つくすべき注意義務をつくさずに、銀

行に過失がありとされた場合、その約款を援用することはできない、これは当然のことである。

約款は常に万能ではない。免責約款というのは、本来銀行の負担すべき責任なり損害を一定の条件のもとに責任を免れさせるもので、その分、取引先の負担となるものであるからその適用に当っては慎重でなければならない。

ところで印鑑照合をするに当っての基本的事項で、小切手を例にとるならば、次の通りである。

第1に小切手用紙が自店発行のものであるかどうかの確認をすること。

第2に、小切手番号の連続性の確認をすること。

第3に、金額欄記載金額が正しくなされているかどうか、改ざんの有無を確認すること。

第4に、印鑑の照合、振出人の記名（署名）の確認をすること。

第5に、事故届の有無の確認をすること。

こうしたチェックをして、間違いのないことを確かめ、さらに取引先から別途口頭なり、電話であらかじめ支払いについての注意なり連絡事項がないかどうかを調べ、支払事務処理をすることが必要である。

2. 名義人が知らない間の改印届と払戻請求

ケース

A銀行に甲と称する者が自己名義の300万円の定期預金証書と届出印(当初のもの)を持参、その預金の払戻請求をした。担当者が印鑑照合したところ、改印されていた。したがって印鑑相違により払戻できないと話した。甲は自分は改印届を出した覚えはない、他人が届出をしたに違いないと主張したので調査したところ、改印届は甲の筆跡でもない。

実は、甲の父Xが実印をもって改印し、預金もXのものであると勝手に届出たものとわかった。

問題点

預金取引は、預金取引規定あるいは預金取引約款にもとづき、定型化された方式によりなされる。たとえば預金の払戻しについて同規定は「…かねて届出の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印(署名)のうえこの通帳(証書)と共に差し出して下さい」

さらに「払戻請求書または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうへはそれらの書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません」、として銀行が一定の方式・規定にもとづいて取扱ったことに関して預金者